

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月28日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第6号

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年静岡県条例第8号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）</p> <p>第9条の3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子（地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項に規定する子をいう。次項及び第3項において同じ。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、人事委員会規則の定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。</p> <p>2～4 （略）</p> <p>（休暇の種類）</p> <p>第12条 職員の休暇は、年次有給休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間とする。</p> <p>（介護時間）</p> <p>第15条の2 （略）</p>	<p>（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）</p> <p>第9条の3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子（地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項に規定する子をいう。次項、<u>第3項及び第15条の3第1項</u>において同じ。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、人事委員会規則の定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。</p> <p>2～4 （略）</p> <p>（休暇の種類）</p> <p>第12条 職員の休暇は、年次有給休暇、特別休暇、<u>介護休暇、介護時間及び子育て部分休業</u>とする。</p> <p>（介護時間）</p> <p>第15条の2 （略）</p> <p><u>（子育て部分休業）</u></p> <p>第15条の3 <u>子育て部分休業は、職員（育児短時間勤務職員等を除く。）が次に掲げる子の養育をするため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場</u></p>

<p>(特別休暇、<u>介護休暇及び介護時間の承認</u>)</p> <p>第16条 特別休暇（人事委員会規則で定めるものを除く。）、<u>介護休暇及び介護時間</u>については、人事委員会規則の定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。</p>	<p><u>合における休暇とする。</u></p> <p>(1) <u>満6歳に達する日後の最初の4月1日から満9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子</u></p> <p>(2) <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項に規定する障害者又は同条第2項に規定する障害児である子で、満9歳に達する日後の最初の4月1日から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの</u></p> <p>2 <u>子育て部分休業の時間は、1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。</u></p> <p>3 <u>第15条第3項の規定は、子育て部分休業について準用する。</u></p> <p>(特別休暇等の承認)</p> <p>第16条 特別休暇（人事委員会規則で定めるものを除く。）、<u>介護休暇、介護時間及び子育て部分休業</u>については、人事委員会規則の定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。</p>
--	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成30年4月1日から施行する。
(静岡県職員の育児休業等に関する条例の一部改正)
- 静岡県職員の育児休業等に関する条例（平成4年静岡県条例第7号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(部分休業の承認)</p> <p>第25条 (略)</p> <p>2 勤務時間条例第14条第2号の規定による特別休暇（生児を育てる場合に限る。）<u>又は</u>勤務時間条例第15条の2の規定による介護時間を承認されている職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該特別</p>	<p>(部分休業の承認)</p> <p>第25条 (略)</p> <p>2 勤務時間条例第14条第2号の規定による特別休暇（生児を育てる場合に限る。）、<u>勤務時間条例第15条の2の規定による介護時間又は勤務時間条例第15条の3の規定による子育て部分休業</u>を承認されている職員に対する部分</p>

休暇及び介護時間の時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 (略)

休業の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇、介護時間及び子育て部分休業の時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。